

会議等結果報告書

会議区分	会議 ・ 打合せ ・ 協議	文書番号	上富総務第 409 号
		決裁期日	平成 29 年 5 月 23 日
名 称	情報公開審査会・個人情報保護審査会		
日 時	平成 29 年 5 月 23 日 午後 2 時 00 分～3 時 20 分		
場 所	役場 2 階審議室		
出席者	委 員 佐藤憲治、池田めぐみ、山本 勉、富田成一、田中 博 事務局 宮下正美、床鍋のぞみ、上嶋義勝、藤澤 颯		
内 容	<p>□会長あいさつ<佐藤憲治・省略></p> <p>□協議事項（要点抜粋）</p> <p>1 平成 28 年度情報 2 条例に伴う運用実績について</p> <p><事 務 局> 別紙資料の「情報公開請求等台帳」にて説明</p> <p><会 長> 質問、異議等なし。 (他の委員の異議等なし)</p> <p>2 上富良野町個人情報保護条例の一部改正について</p> <p><事 務 局> 別紙資料の「情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正について」にて説明。</p> <p><池田委員> 改定案の第 27 条の 2 (4) の「これらの規定を番号法第 25 条において準用する場合を含む。」という条文において、第 25 条ではなく第 26 条ではないか。</p> <p><事 務 局> 今は即答できかねるため、事務局で精査し、正しい改正案を速やかに各委員に送付する。</p> <p>3 その他</p> <p><田中委員> 個人情報、会員名簿等における法律等の適用範囲はどうなっているのか。それに伴う、個人情報の厳格な管理が、環境の劣悪化に繋がっているのではないか。</p> <p><事 務 局> 個人情報保護とプライバシー保護ということは別であるという認識が必要である（個人の認識のほか、行政も認識を改める必要がある）。</p> <p><事 務 局> そのため町民会等は、個人情報取り扱い事業者には該当しないので、規制はかからない（個人情報保護法の個人情報は適切に取り扱いましょうという基本的な趣旨は守る必要がある）。これらも認識の相違によるもののため、広報等ですこしずつ知ってもらわなければと考えている。</p> <p><会 長> 最後に全体として意見等あるか。</p> <p><会 長> 本日の議題について、説明を聞いたうえで認識し了解させていただいたということで本日の審査会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">以上 15 時 20 分審査会閉会</p>		